

中国西南地域の住宅積立金、社会保険料に関する状況

(2016 年度)

1. 四川省

(1) 成都市

①住宅積立金

成都市住宅積立金管理中心が 2016 年 6 月 27 日に公布した「2016 年度住宅積立金納付比率及び納付基数の執行基準に関する通知」（成公積金 [2016] 37 号）¹によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	2016 年 6 月～
	上限	12%	12%	2016 年 6 月～

2016 年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は 19,321 元、下限は地域ごと異なり、1,500 元～1,380 元であった。

②社会保険料

成都市人力資源社会保障局と成都市財政局において 2016 年 6 月 8 日に共同公布した「当市社会保険料率段階的引下げの問題に関する通知」²、成都市人力資源社会保障局が公布した「2016 年度社会保険職務遂行における前年度省市従業員平均賃金取扱いの問題に関する成都市社会保険局の通知」³によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016 年 5 月 1 日～ 2018 年 4 月 30 日
基本医療	6.5%	2%	8.5%	
生育	0.5%	—	0.5%	
失業	0.6%	0.4%	1%	
労災	0.14%～	—	0.14%～1.33%	

¹ <<http://www.cdzfgjj.gov.cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=9&id=1840>> 参照。

² <<http://www.cdhrss.gov.cn/detailRuleOfLaw.action?id=80968>> 参照。

³ <<http://www.cdhrss.gov.cn/detail.action?id=669195>> 参照。

	1.33%		
大病医療	1%	—	1%

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険の納付基数は、その月賃金が成都市の前年度平均賃金の60%に満たない従業員については2,874元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については14,370元がその上限であった。

(2) 徳陽市

①住宅積立金

徳陽市住宅積立金管理中心が2016年7月12日に公布した「2016年度県（市、区）住宅積立金納付比率及び基数の執行基準に関する通知」⁴によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年7月～
	上限	12%	12%	24%	2016年7月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は15,868元、下限は1,380元であった。

②社会保険

徳陽市人力資源社会保障局が2016年6月8日に公布した「2016年度社会保険料基数の調整に関する通知」（徳人社弁[2016]281号）⁵のほか、同局への電話照会（電話番号：0838-2507962）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～
基本医療	7%	2%	9%	

⁴ <<http://www.dyzfgjj.cn/newsshowdetails.aspx?newsid=1487>> 参照。

⁵ <<http://www.scdy.lm.gov.cn/u/cms/www/201606/17145303y8jj.pdf>> 参照。

生 育	0.5%	—	0.5%	2018年4月30日
失 業	0.6%	0.4%	1%	
労 災	0.2~1.9%	—	0.2~1.9%	2015年10月1日~

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険は、当該従業員の実際の収入に基づきその保険料が定まるが、その納付基数の上限は15,130元、下限は3,026元であった。

(3) 綿陽市

①住宅積立金

綿陽市住宅積立金管理中心が2016年6月15日に公布した「2016年度住宅積立金納付比率及び納付基数の執行基準に関する通知」（綿住房公積発〔2016〕35号）⁶によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年6月~
	上限	12%	12%	24%	2016年6月~

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は14,773元、下限は1,380元であった。

②社会保険

綿陽市人力資源社会保障局が2015年12月31日に公布した「都市職員における基本医療保険納付比率、労災保険および生育保険納付基数の調整に関する通知⁷」のほか、綿陽市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0816-2262237）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日~

⁶ <<http://gjj.my.gov.cn/image20150109/946312.pdf>> 参照。

⁷ <<http://rsj.my.gov.cn/MYGOV/150611128542560256/20151231/1561256.html>> 参照。

				2018年4月30日
基本医療	6%	2%	8%	2016年1月1日～
生育	0.5%	—	0.5%	2015年10月1日～
失業	0.6%	0.4%	1%	2016年1月1日～
労災	0.2%～1.9%	—	0.2%～1.9%	

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険は、当該従業員の実際の収入に基づきその保険料が定まるが、その納付基数の上限は14,773元、下限は2,955元であった。

(4) 広元市

①住宅積立金

広元市住宅積立金管理中心が2016年8月24日に公布した「2016年度住宅積立金納付基数基数及び納付比率の執行基準に関する通知」（広住発[2016]55号）⁸によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年8月～
	上限	12%	12%	24%	2016年8月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は11,722元、下限は1,380元であった。

②社会保険

広元市人力資源社会保障局と広元市財政局において2015年12月23日に共同公布した「当市労災保険料率の調整に関する通知」（広人社弁発[2016]190号）⁹のほか、広元市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0839-12333）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

⁸ <<http://www.gyszfgjj.cn/articleinfo.aspx?id=911&cid=4>> 参照。

⁹ <<http://www.scgy.lss.gov.cn:8080/zcwj/6114101.jhtml>> 参照。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	7.5%	2%	9.5%	2016年5月1～
生育	0.5%	—	0.5%	
失業	0.6%	0.4%	1%	
労災	0.5%～5.7%	—	0.5%～5.7%	2016年1月1日～

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については本人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険は、当該従業員の実際の収入に基づきその保険料が定まるが、その納付基数の上限は11,722元、下限は2,344元であった。

(5) 樂山市

①住宅積立金

樂山市住宅積立金管理中心が2016年5月26日に公布した「樂山市2016年度住宅積立金納付基数及び月納付額の上下限の公布に関する通知」（樂住公函[2016]9号）¹⁰によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は13,254.2元、下限は1,380元であった。

②社会保険

樂山市が社会保険料の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0833-2121796）の結果によると、同市における社会保険料の支払基準は下表のとおりである。

¹⁰ <<http://www.lszfgjj.gov.cn/GuestWebGjj/infoView.aspx?id=727>> 参照。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	6%	2%	8%	2016年5月1～
生育	0.5%	—	0.5%	
失業	0.6%	0.4%	1%	
労災	0.2%～1.9%	—	0.2%～1.9%	2015年10月1日～

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険は、当該従業員の実際の収入に基づきその保険料が定まるが、その納付基数の上限は11,451元、下限は2,290元であった。

(6) 眉山市

①住宅積立金

眉山市が住宅積立金の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同市住宅積立金管理中心への電話照会（電話番号：028-38665223）の結果によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は12,078元、下限は1,380元であった。

②社会保険

眉山市人力資源社会保障局が2016年7月19日に公布した「2017年度都市農村住民基本医療保険料納付基準の公布に関する通知」（眉人社発[2016]50号）¹¹、同局と同市財政局とにおいて2015年4月15日に共同公布した「失業保険料率調整の問題に関する通知の転送」（眉人社発[2015]29号）¹²、同じくこれらの2局が2015年11月18日に共同

¹¹ <<http://www.scms.hrss.gov.cn/ArticleShow.asp?rid=201600160>> 参照。

¹² <<http://www.scms.hrss.gov.cn/ArticleShow.asp?rid=201500151>> 参照。

公布した「眉山市労災保険変動料率管理弁法の印刷配布に関する通知」（眉人社発〔2015〕96号）¹³などの諸規定によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	7.5%	2%	9.5%	2015年1月1日～ 2020年12月31日
生育	0.4%	—	0.4%	2015年10月1～
失業	0.6%	0.4%	1%	2016年5月1～
労災	0.6%～3.8%	—	0.6%～3.8%	2015年10月1日～ 2018年9月30日

2016年度における基本養老保険の納付基数は、その月賃金が四川省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については2,017元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,130元がその上限であった。

それ以外の保険は、当該従業員の実際の収入に基づきその保険料が定まるが、その納付基数の上限は11,345元、下限は2,269元であった。

2. 重慶市

①住宅積立金

重慶市住宅積立金管理中心が2016年7月26日に公布した「2016年度住宅積立金納付基数の上下限の確定に関する通知」¹⁴によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年7月～
	上限	12%	12%	24%	2016年7月～

¹³ <<http://www.scms.hrss.gov.cn/ArticleShow.asp?rid=201500280>> 参照。

¹⁴ <<http://www.cqgj.j.cn/html/2016-07/9162.html>> 参照。

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は15,523元、下限は市中心地域1,500元、県1,400元であった。

②社会保険

重慶市人力資源社会保障局と同市財政局とにおいて2016年4月28日に共同公布した「社会保険料率段階的引下げに関する通知」（渝人社発[2016]74号）¹⁵のほか、前者の重慶市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：023-12333）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	7.5%	2%	9.5%	
生育	0.5%	—	0.5%	
失業	0.5%	0.5%	1%	
労災	0.5%～2%	—	0.5%～2%	

2016年度における重慶市の社会保険納付基数は、その月賃金が同市の前年度平均賃金の60%に満たない従業員については3,105元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については15,523元がその上限であった。

3. 雲南省

(1) 昆明市（2016年度）

①住宅積立金

昆明市住宅積立金管理中心¹⁶が2016年5月25日に公布した「2016年度昆明市住宅積立金納付賃金基数の上下限の調整に関する通知」によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

¹⁵ <<http://www.cq.gov.cn/publicinfo/web/views/Show!detail.action?sid=4154829>> 参照。

¹⁶ <<http://zfgjj.km.gov.cn/website/announcement-detail.html?seqno=6232>> 参照。

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は15,523元、下限は市中心地域1,570元、県1,400元であった。

②社会保険

昆明市が社会保険料の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0871-12333）の結果によると、同市における2016年度の社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	9%	2%	11%	
生育	0.9%	—	0.9%	
失業	1%	0.5%	1.5%	
労災	0.5%～2%	—	0.5%～2%	

2016年度における昆明市の社会保険納付基数は、その月賃金が雲南省の前年度平均賃金（4,585元）の60%に満たない従業員については2,751元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については13,755元がその上限であった。

(2) 瑞麗市

①住宅積立金

徳宏傣族景頗族自治州に属する瑞麗市の住宅積立金、社会保険は、徳宏州の規定による。そこで、徳宏州住宅積立金管理中心が2016年5月26日に公布した「2016年度徳宏州住宅積立金納付基数及び納付額の調整執行に関する通知」（徳公積金[2016]24号）¹⁷によると、同市に適用される住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は12,783元、下限は2,556元であった。

¹⁷ <<http://www.dhgjj.cn/content/zcfg/dhwj/2016/07/20160721-601.html>> 参照。

②社会保険

瑞麗市が属する徳宏州が社会保険料の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同州人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0692-2213719、2272737、2212757）の結果によると、同市に適用される社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	9%	2%	11%	
生育	0.5%	—	0.5%	
失業	1%	0.5%	1.5%	
労災	0.2%～1.9%	—	0.2%～1.9%	

2016年度における瑞麗市が属する徳宏州の基本養老保険納付基数は、その月賃金が雲南省の前年度平均賃金（4,585元）の60%に満たない従業員については2,751元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については13,755元がその上限であった。

それ以外の保険の納付基数は、その月賃金が徳宏州の前年度平均賃金（4,260元）の60%に満たない従業員については2,556元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については12,780元がその上限であった。

(3) 玉溪市

①住宅積立金

玉溪市が住宅積立金の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同市住宅積立金管理中心への電話照会（電話番号：0877-8889168）の結果によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は12,393元、下限は1,400元であった。

②社会保険

玉溪市が社会保険料の納付について定めた現行規定も見受けられなかったが、同市人力資源社会保障局公式サイトでの調査のほか、同局への電話照会（電話番号：0877-2018992、2072308）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	8%	2%	10%	
生育	0.8%	—	0.8%	
失業	1%	0.5%	1.5%	
労災	0.6%～2.7%	—	0.6%～2.7%	

2016年度における玉溪市の基本養老保険納付基数は、その月賃金が雲南省の前年度平均賃金（4,585元）の60%に満たない従業員については2,751元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については13,755元がその上限であった。

それ以外の保険の納付基数は、その月賃金が玉溪市の前年度平均賃金（4,133元）の60%に満たない従業員については2,479.8元がその下限とされ、60%以上300%以下の従業員については当人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については12,399元がその上限であった¹⁸。

4. 貴州省貴陽市（2016年度）

①住宅積立金

貴陽市住宅積立金管理中心が2016年6月30日に公布した「貴陽市2016年度住宅積立金月納付額の上下限基準の調整に関する通知」¹⁹によると、同市における住宅積立金の納付基準は下表のとおりである。

項目	基数類型	企業負担	個人負担	合計	施行期間
住宅積立金	下限	5%	5%	10%	2016年5月～
	上限	12%	12%	24%	2016年5月～

¹⁸ <http://www.yxhrrs.gov.cn/renshe/article.g?m=detailRenshe&p_id=1518598> 参照

¹⁹ <http://www.gygjj.cn/art/2016/6/30/art_22361_947292.html> 参照。

2016年度における住宅積立金の納付基数は、当該従業員の前年度平均賃金であり、その上限は19,509元、下限は1,600元であった。

②社会保険

貴陽市が社会保険料の納付について定めた現行規定は見受けられなかったが、同市人力資源社会保障局への電話照会（電話番号：0851-12333）の結果によると、同市における社会保険料の納付基準は下表のとおりである。

項目	企業負担	個人負担	合計比率	施行期間
基本養老	19%	8%	27%	2016年5月1日～ 2018年4月30日
基本医療	7.5%	2%	9.5%	
生育	0.7%	—	0.7%	
失業	2%	1%	3%	
労災	0.6%～2.4%	—	0.6%～2.4%	

2016年度における貴陽市の社会保険納付基数は、その月賃金が貴州省の前年度平均賃金の40%に満たない従業員については1,821.23元がその下限とされ、40%以上300%以下の従業員については本人の実際の収入が納付基数となり、300%を超える従業員については13,659.25元がその上限であった。

※本資料はできる限り信頼に足る情報に基づいて作成しておりますが、本資料で提供した情報の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。また、本資料で提供した内容に関連して、利用者が不利益を被る事態が生じたとしても、当方は一切の責任を負いかねますこともご了承下さい。